

改 正 後	現 行
<p><b>第 1 編 地質・土質調査業務標準仕様書</b></p> <p>第 1 章 (略)</p> <p>第 2 章 地質調査業務</p> <p>第 1～第 6 (略)</p> <p>第 7 孔内載荷試験</p> <p>第 1221 条 目的 孔内載荷試験は、ボーリング孔壁に対し、垂直方向へ加圧し、地盤の変形特性及び強度特性を求めることを目的とする。</p> <p>第 1222 条 試験等 1 試験方法及び器具は、<u>JGS1531「地盤の指標値を求めるためのプレッシャーメータ試験」、JGS3531「地盤の物性を評価するためのプレッシャーメータ試験」及び JGS3532「ボアホールジャッキ試験」</u>によるものとする。 2 (略) 3 測定 孔内載荷試験は、等圧分布載荷法又は等変位載荷法によるものとする。 (1)～(6) (略)</p> <p>第 1223 条 成果物 成果物は、次のものを提出するものとする。 (1)～(3) (略) (4) 試験の結果は、地盤工学会記録用紙、報告書用紙の <u>JGS1531「地盤の指標値を求めるためのプレッシャーメータ試験」、JGS3531「地盤の物性を評価するためのプレッシャーメータ試験」及び JGS3532「ボアホールジャッキ試験」</u>により整理し提出するものとする。</p> <p>第 3 章～第 8 章 (略)</p> <p><b>第 2 編 (略)</b></p> <p><b>第 3 編 設計業務等標準仕様書</b></p> <p>第 1 章・第 2 章 (略)</p> <p>第 3 章 治山設計業務</p> <p>第 1 治山ダム工設計 第 3301 条 (略) 第 3302 条 治山ダム工実施設計 1 (略) 2 業務内容 (1)～(3) (略) (4) 施設設計 ア 本体工設計 受注者は、予定された計画地点の設計条件により、治山ダムの位置、高さ及び構造等を決定し、設計計算及び計算結果に基づく施設設計図面の作成を行うものとする。</p>	<p><b>第 1 編 地質・土質調査業務標準仕様書</b></p> <p>第 1 章 (略)</p> <p>第 2 章 地質調査業務</p> <p>第 1～第 6 (略)</p> <p>第 7 孔内<u>水平</u>載荷試験 (<u>プレッシャーメータ試験</u>)</p> <p>第 1221 条 目的 孔内<u>水平</u>載荷試験 (<u>プレッシャーメータ試験</u>)は、ボーリング孔壁に対し、垂直方向へ加圧し、地盤の変形特性及び強度特性を求めることを目的とする。</p> <p>第 1222 条 試験等 1 試験方法及び器具は、<u>JGS 1421 (孔内水平載荷試験方法【地盤のプレッシャーメータ試験】)</u>によるものとする。 2 (略) 3 測定 孔内<u>水平</u>載荷試験は、等圧分布載荷法又は等変位載荷法によるものとする。 (1)～(6) (略)</p> <p>第 1223 条 成果物 成果物は、次のものを提出するものとする。 (1)～(3) (略) (4) 試験の結果は、地盤工学会記録用紙、報告書用紙の <u>JGS 1421 (孔内水平載荷試験方法【地盤のプレッシャーメータ試験】)</u>により整理し提出するものとする。</p> <p>第 3 章～第 8 章 (略)</p> <p><b>第 2 編 (略)</b></p> <p><b>第 3 編 設計業務等標準仕様書</b></p> <p>第 1 章・第 2 章 (略)</p> <p>第 3 章 治山設計業務</p> <p>第 1 治山ダム工設計 第 3301 条 (略) 第 3302 条 治山ダム工実施設計 1 (略) 2 業務内容 (1)～(3) (略) (4) 施設設計 ア 本体工設計 受注者は、予定された計画地点の設計条件により、治山ダムの位置、高さ及び構造等を決定し、設計計算及び計算結果に基づく施設設計図面の作成を行うものとする。</p>

なお、施設設計の範囲は、特記仕様書によるものとし、特記が無い場合は以下のとおりとする。

- (ア) 治山ダム本体工
- (イ) 副ダム
- (ウ) 水叩き
- (エ) 側壁護岸
- (オ) 床固工

(削る)

イ 基礎工設計

受注者は、基礎の支持力及び長期的な湛水の可能性を検討し、パイピング対策が必要な場合は、その対策工について設計を行う。ダム高が高く、長期的に湛水することが考えられる場合にはコンソリデーショングラウチング及びカーテングラウチング及び置換工等の設計を行い、施設設計図面を作成するものとする。

ウ 景観設計

受注者は、自然と地域に馴染んだ施設の設計を行うものとする。

(5)～(9) (略)

第3303条・第3304条 (略)

第2～第6 (略)

第4章～第8章 (略)

なお、施設設計の範囲は、特記仕様書によるものとし、特記が無い場合は以下のとおりとする。

- (ア) 治山ダム本体工
- (イ) 副ダム
- (ウ) 水叩き
- (エ) 側壁護岸
- (オ) 床固工

(カ) 魚道工

イ 基礎工設計

受注者は、基礎の支持力及び長期的な湛水の可能性を検討し、パイピング対策が必要な場合は、その対策工について設計を行う。ダム高が高く、長期的に湛水することが考えられる場合にはコンソリデーショングラウチング及びカーテングラウチング及び置換工等の設計を行い、施設設計図面を作成するものとする。

ウ 景観設計

受注者は、自然と地域に馴染んだ施設の設計を行うものとする。

(5)～(9) (略)

第3303条・第3304条 (略)

第2～第6 (略)

第4章～第8章 (略)